

京都市立大淀中学校 P T A 規約

第1条（名称） 本会は京都市立大淀中学校 P T A と称し、事務所を京都市立大淀中学校内に置く。

第2条（目的） 本会は生徒の幸福と健全な成長を図るため、会員が積極的に協力して教育条件の改善充実に努め、学校教育の促進を図ることを目的とする。

第3条（方針） 本会は前条の目的を達成するために次の方針を守るものとする。

1. 本会は学校教育の促進を本旨とする民主団体である。
2. 本会は自主独立のものであって政党的・宗教的・営利的な色彩を一切もたない。
3. 本会と目的を同じくする他の団体や機関と協力する。
4. 学校教育について協力し、学校の管理・人事には干渉しない。
5. その他本会の目的を果たすために必要な活動を行う。

第4条（会員） 本会の会員は、本校在籍生徒の保護者と本校に勤務する教職員とし、すべて平等の権利と義務をもつ。

第5条（役員） 本会の役員は次の通りである。

1. 役員の種類と人数

ア 会 長	1 名	イ 副 会 長	3 名
ウ 庶 務	3 名（内 1 名は本校教職員）	エ 親まなび委員	1 名以上 2 名以内
オ 会 計	2 名（内 1 名は本校教職員）		
カ 会計監査	2 名		

2. 役員の選出 選出方法については別紙『京都市立大淀中学校 PTA 役員・委員の選出方法』に記載する。

- ア 役員の選出は年度初めまでに行い総会に報告して承認を得る。
- イ 役員は同時に他の役員を兼ねることはできない。
- ウ 副会長は 2 校区より 1 名ずつ選出する。1 名は本校学校長とする。
- エ 親まなび委員は本会会員の中から 1 名以上 2 名以内を互選する。
- オ 会計監査は 2 校区より 1 名ずつ選出する。

3. 役員の任務

- ア 会長は本会の代表者であって会務を総括し、総会・役員会を召集し総会の議決事項を執行する。
- イ 副会長は会長を補佐し会長不在のときはその代行をする。
- ウ 庶務は総会ならびに役員会の議事を記録し、また会合の通知を発する等、庶務一切をつかさどる。
- エ 親まなび委員は中学生を子供にもつ親を核として、子供の成長に対応した子育て（家庭教育）について研究し、学校・家庭・各 P T A 等との連携を図る。
- オ 親まなび委員は活動の成果を本会に持ち帰り、家庭教育に関する親のまなび事業を企画・立案する。
- カ 会計は会計事務一切をつかさどる。
- キ 会計監査は会計を随時監査し、年度末決算報告の監査証明をする。

第6条（委員） 本会の委員は次の通りである。

1. 委員の種類と人数

- ア 学級委員 各学級ごとに 3 名
- イ 地域委員 若干名
- ウ その他役員が必要と認めた委員会

2. 委員の選出 選出方法については別紙『京都市立大淀中学校 PTA 役員・委員の選出方法』に記載する。

- ア 学級委員は各学級で互選し、各学年より各部部长・副部长 3 名を互選する。
- イ 地域委員は各町の事情による必要数を在住会員中より選出し 2 校区より委員長 1 名および副委員長 1 名を互選する。

3. 委員の任務

- ア 学級委員は、学級および学年に関する事項について企画協議し、学級の会員相互の連絡を図るとともに、会員の教養・文化・体育の振興に努める。
- イ 前項の目的を達成するために、1・2・3 年で文化部・体育部・広報部の 3 部会を学級委員会で構成し、活動する。
- ウ 各部部长・副部长は役員会に出席する。ただし、各部において報告すべき活動や関連する事案が少ない際は

各部部长もしくは副部長のいずれか1名以上が役員会に出席し、内容を各部に持ち帰り情報を共有し各部会に諮る。

エ 地域委員は、担当地域の会員と密接な連絡をとり、本会の運営と事業の円滑な遂行を図るとともに、生徒の在校生活の指導に当る。

オ 地域委員は協議のうえ、役員候補者を推薦する。

カ 地域委員長・副委員長は役員会に出席する。ただし、報告すべき活動や関連する事案が少ない際は地域委員長・副委員長のいずれか1名以上が役員会に出席し、内容を地域委員に持ち帰り情報を共有し 地域委員会に諮る。

第7条（任期）

1. 役員の任期は1年とし、再任はさまたげない。
2. 役員の任期が満了しても新役員就任まではその任務を遂行する。但し生徒卒業により退任の場合はこの限りではない。
3. 役員に欠員が生じた場合は役員会で選出し会長が委嘱する。ただし、補欠役員の任期は前任者の残任期間とする。
4. 委員の任期は1年とし、再任はさまたげない。
5. 委員に欠員が生じた場合は、学級委員は学級毎に、地域委員は地域毎に互選し、会長が委嘱する。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

第8条（総会）総会は本会最高の期間であって、予算・決算・事業計画その他重要事項を審議決定する。

定期総会は年2回開き、総会の日時、場所および議題は前もって全会員に通告する。

1. 総会の定足数は全会員の5分の1とする。
2. 議長はその都度出席会員の中から選出する。
3. 議決は出席者の多数決による。
4. 総会に出席できない会員は、書面で委任して総会に参加することができる。
5. 臨時総会は会長が必要と認めたとき、または会員の10分の1以上の要求があるとき開く。

第9条（定例会）定例会の構成と任務は次の通りである。

1. 構成

ア 会長 イ 副会長
ウ 庶務 エ 親まなび委員 オ 会計 カ 会計監査
キ 各部部长・副部長 ク 地域委員長・副委員長

2. 任務

定例会は総会に提出する議案の作成、既決事項の実施等本会運営上必要な事項について計画協議し、また緊急事項について事務を処理する。

第10条（会計）

1. 会費

ア 本会の会計は会費その他収入によって支弁する。

イ 会費は世帯単位とし、金額は年度始めの総会にて決定する。

ウ 会費の徴収は年度始めの早い時期に学校費用引落しと同じ口座より年額を一括で引落としとする。

エ 会費徴収の際、学校の助言により、家庭環境等の要因により配慮が必要な場合は、役員会で協議の上、個別に対応する。

カ 転入があった場合は、年会費を月割りし、在籍開始日を含む当該年度の残月数分を請求する。

キ 転出があった場合は、年会費を月割りし、離籍日の翌月から当該年度の残月数分を返金する。

2. 会計年度

会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終了する。なお、年度末を待たずして会計を締める必要がある場合は、締め日より3月31日までの収支は翌会計年度に繰り越す事とする。

3. 慶弔費

会員に関する慶弔金の額は以下のように定める。但し学校と協議の上、金額を変更する場合もある。

科目	金額	備考
死亡		
1. 会員	10,000 円	遺族の希望を鑑み献花とする場合もある。
2. 生徒	10,000 円	遺族の希望を鑑み献花とする場合もある。
3. 教職員会員の配偶者	5,000 円	
4. 教職員会員の父母	5,000 円	

5. その他役員会で必要と認めた場合	都度協議	
結婚		
1. 教職員会員	3,000 円	

4 会計監査

会計監査は、年度末に全ての収支において帳票を監査し、総会にて監査証明を報告する。

第 1 1 条（規約改定）本規約の改正は総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。ただし、改定案の内容を前もって全会員に通知しておかなければならない。

第 1 2 条（リコール制）役員の中に不適任者のあるときは会員の 3 分の 2 以上の賛成によりリコールすることができる。

第 1 3 条（選出方法）役員の選出、及び委員の選出に関しては、別に設けた選出方法によるものとする。

1. 選出方法細則の改定は総会で出席者の 3 分の 2 以上の賛成を要する。ただし、改定案の内容を前もって全会員に通知しておかなければならない。

(昭和 50 年 4 月 18 日制定)
(昭和 55 年 3 月 10 日改定)
(昭和 59 年 12 月 4 日改定)
(昭和 62 年 5 月 18 日改定)
(平成 2 年 11 月 27 日改定)
(平成 8 年 11 月 27 日改定)
(平成 9 年 12 月 22 日改定)
(平成 12 年 1 月 26 日改定)
(平成 13 年 3 月 12 日改定)
(平成 20 年 3 月 7 日改定)
(平成 23 年 5 月 13 日改定)
(平成 28 年 3 月 9 日改定)
(平成 28 年 5 月 13 日改定)
(平成 29 年 3 月 10 日改定)
(平成 30 年 3 月 9 日改定)